

参 考 資 料 1

第3次竹原市都市計画マスタープラン策定経緯等

参考資料 1 第 3 次竹原市都市計画マスタープラン策定経緯等

1 竹原市都市計画マスタープラン策定委員会及び策定部会

(1) 竹原市都市計画マスタープラン策定委員会及び策定部会設置要綱

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に関する協議を行うため、竹原市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び竹原市都市計画マスタープラン策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、新たな都市計画マスタープランの策定に係る次に掲げる事項について、総合的な指導、助言及び意見交換を行うものとする。

- (1) 市の将来像に対応した都市計画の基本目標
- (2) 土地利用の基本方針
- (3) 都市施設整備の基本方針
- (4) 特定テーマに関する施策の方針
- (5) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者として別表第 1 に掲げるものを市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係機関及び関係団体の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員長は、策定委員会において委員が互選する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(策定部会)

第 4 条 策定委員会に、新たな都市計画マスタープランの素案の調査及び検討をさせるため、策定部会を置く。

2 策定部会の部会員（以下「部会員」という。）は、別表第 2 に掲げる者とする。

3 策定部会に部会長を置き、部会長には副市長をもって充てる。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(策定委員及び部会員の任期)

第 5 条 委員及び部会員の任期は、新たな都市計画マスタープランの公表までの間とする。

参考資料 1

(会議)

第6条 策定委員会又は策定部会の会議は、必要に応じて委員長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会又は策定部会は、それぞれ委員又は部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会又は策定部会の会議は、出席した委員又は部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(解散)

第8条 策定委員会及び策定部会は、新たな都市計画マスタープランの公表をもって解散するものとする。

(会議の公開)

第9条 策定委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、策定委員会に諮って出席委員の過半数でこれを決し、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 策定委員会及び策定部会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委員の責務)

第11条 委員及び部会員は、策定委員会及び策定部会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、竹原市及び策定委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び策定部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

2 委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

竹原市都市計画マスタープラン策定委員会委員

団体・機関役職名
学識経験者
国土交通省広島国道事務所
広島県土木建築局都市計画課
広島県西部建設事務所東広島支所
都市計画マスタープランワークショップメンバー竹原地区
都市計画マスタープランワークショップメンバー忠海地区
都市計画マスタープランワークショップメンバー大乘地区
都市計画マスタープランワークショップメンバー吉名地区
都市計画マスタープランワークショップメンバー北部地区
竹原市副市長

別表第 2 (第 4 条関係)

竹原市都市計画マスタープラン策定部会員

役 職 名		備 考
副市長		(部会長)
総務部	総務課長	
	財政課長	
企画振興部	企画政策課長	
	産業振興課長	
市民生活部	市民課長	
	まちづくり推進課長	
福祉部	社会福祉課長	
	健康福祉課長	
建設部	建設課長	
	下水道課長	
公営企業部	水道課長	
教育委員会	教育振興課長	
	文化生涯学習課長	

(2) 竹原市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

団体・機関役職名	氏名	備考
学識経験者	おおもり とよひろ 大森 豊裕	会 長
国土交通省広島国道事務所 副所長	ふくしろ ともゆき 福代 智之	
広島県土木建築局都市計画課 課長	いしい かずお 石井 和夫	平成27年12月 1 日 ～同28年 3 月31日
広島県土木建築局都市計画課 課長	しげまさ えいじ 重政 英治	平成28年 4 月 1 日～
広島県西部建設事務所東広島支所 支所長	よしだ しんじ 吉田 晋司	
都市計画マスタープランワークショップメンバー竹原地区	ますたに まさのり 増谷 昌則	
都市計画マスタープランワークショップメンバー忠海地区	はしもと せいゆう 橋本 清勇	
都市計画マスタープランワークショップメンバー大乘地区	わくり としお 和久利 敏生	
都市計画マスタープランワークショップメンバー吉名地区	ありた しほ 有田 志穂	
都市計画マスタープランワークショップメンバー北部地区	いとう くにのみ 伊藤 國臣	
竹原市副市長	ほそば のりお 細羽 則生	

2 計画策定の経緯

(1) 市民ワークショップ

開催年度	開催年月日	内 容
平成26年度	平成26年 9 月 27 日	第 1 回 市民ワークショップ 【テーマ】まち（地域）を再発見しよう
	平成26年11月29日	第 2 回 市民ワークショップ 【テーマ】まちづくりのアイデアを語り合おう
	平成27年 1 月 24 日 同 2 月 8 日	第 3 回 市民ワークショップ 【テーマ】まちづくりのアイデアを掘り下げよう
	平成27年 3 月 28 日	第 4 回 市民ワークショップ 【テーマ】まちづくりの提案をつくろう
平成27年度	平成27年 5 月 30 日	第 5 回 市民ワークショップ 【テーマ】地域の主要テーマを掘り下げよう
	平成27年 8 月 1 日	第 6 回 市民ワークショップ 【テーマ】道路，公共交通について話し合おう

(2) 策定部会，策定委員会，パブリックコメント

開催年度	開催年月日	内 容
平成27年度	平成27年12月21日	第 1 回 策定部会 【報告事項】 改定の趣旨，スキーム及び市民ワークショップの成果 【協議事項】 現計画の検証と改定の方向性 改定の視点と基本的な方針 改定素案の協議 ・都市づくりの目標と方針
	平成27年12月25日	第 1 回 策定委員会 【報告事項】 改定の趣旨，スキーム及び市民ワークショップの成果 【協議事項】 現計画の検証と改定の方向性 改定の視点と基本的な方針 改定素案の協議 ・都市づくりの目標と方針
	平成28年 3 月 18 日	第 2 回 策定部会 【協議事項】 改定素案の協議 ・部門別構想 ・地域別構想 ・計画の推進方策
	平成28年 3 月 24 日	第 2 回 策定委員会 【協議事項】 改定素案の協議 ・部門別構想 ・地域別構想 ・計画の推進方策

(2) 策定部会，策定委員会，パブリックコメント（続き）

開催年度	開催年月日	内 容
平成28年度	平成28年 6 月17日 ～同年 7 月19日 (33日間)	パブリックコメントの実施 【実施結果】意見数 93件（一般28件，高校生65件）
	平成28年 7 月21日	第 3 回 策定部会 【報告事項】 パブリックコメントの結果 【協議事項】 改定原案の協議（パブリックコメントを踏まえた改定）
	平成28年 7 月29日	第 3 回 策定委員会 【報告事項】 パブリックコメントの結果 【協議事項】 改定原案の協議（パブリックコメントを踏まえた改定）

(3) 都市計画審議会

開催年度	開催年月日	内 容
平成28年度	平成28年10月 6 日	第 1 回 都市計画審議会 改定原案の審議
	平成28年10月31日	第 2 回 都市計画審議会 改定原案の審議，諮問
	平成28年11月 8 日	都市計画審議会 改定原案どおり答申